

国土交通省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容		制度的改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野		具体的な支障事例	団体名						支障事例	
12	A	権限移譲	土地利用(農地除く)	区域区分に関する都市計画の決定権限に係る市町村への移譲	都市計画法第15条第1項第2号に規定の区域区分に関する都市計画について、定める者を市町村とすること	主体的なまちづくりと市民への説明責任 区域区分の設定に関するまちづくりについて、意見をもった市民がいるとしても、区域区分の決定は京都府が行うため、市としては、そうした意見に限定的な回答しかできない場合もある。 時間短縮による事務の簡素化と効率化 京都府に決定権限があるため、公聴会を経て市民意見を取り入れた原案を府の都市計画審議会に付議する前に、府の関係所管との事前協議や調整に多くの時間が必要とされる。 地形的特性 舞鶴市の様に、一市一都計であり、隣接市町村と市街化区域が接していない場合、広域的な見地から区域区分の決定は必要ないと考える。	都市計画法第15条第1項第2号	国土交通省	舞鶴市	コンパクトシティ実現に向けて市街化区域の規模を見直す取り組みを実施(新聞記事あり)	-	-
64	B	地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	津波浸水想定区域にある要配慮者利用施設の高台移転に係る国庫補助要件の緩和	津波浸水想定区域内で、周囲に住宅がないものの、現に居住者が存在する要配慮者利用施設が単独で存在する場合、居住者数など当該施設の実態を踏まえ、集団移転促進法の特例の対象とするよう、国庫補助の要件緩和を求める。	県内の市町村には、周囲に住宅がない場所に高齢者施設が立地しているケースがある。 当該施設は、100名以上が現に居住しており、政令で定める移転対象である住居敷(十戸を下らない範囲内で国交省令で定める)と同等以上の者が居住しているが、防災集団移転促進事業、津波避難対策緊急事業などの国庫補助を活用できず、高台移転が滞っている。 津波浸水想定区域内に立地する要配慮者利用施設の高台移転については、周囲に住宅が無い場合においても当該施設の実態に応じ、国庫補助を活用できるよう、補助要件の緩和を求める。	要配慮者利用施設の高台移転が促進されることで、浸水リスクが低減され、住民の生命・財産の保全に資する。	南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第16条 同施行令第7条、第9条 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律第2条第2項、第3条第2項 同施行令第1条	内閣府、国土交通省	愛知県	ひたちなか市、沖縄県	現在、要配慮者利用施設は津波浸水想定範囲内がないが、災害の発生場所によっては補助要件の緩和が必要である。 本市には、当該施設はないが、事前にできる対策として推進するためには有用な提案だと考える。
90	B	地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	国土利用計画法第39条に基づく土地利用審査会の委員の任免に係る手続の簡素化	土地利用審査会は、地方自治法第138条の4第3項規定に基づき、国土利用計画法第39条の規定により設置される知事の附属機関であるが、その委員の任免については、附属機関の中で唯一、行政委員等の任免と同じく議会の同意が必要とされていることから、他の附属機関と同様な簡素な事務手続きにすること。	土地利用審査会は、私人の土地取引を規制する権限を有することから、その任命・解任について都道府県議会の同意が必要とされている。 しかしながら、本県において、都道府県知事の許可が必要となる規制区域について、制度創設以後、指定されておらず、監視区域や監視区域も指定されていない。 また、規制区域が指定され、知事が不許可処分を行った場合には、国土交通大臣への再審査請求も可能であり、私人の財産権の制限に対する手続きは十分に確保されていると考えられる。 現行制度においては、委員の任命替えの手続きにおいて、議案の作成、それに伴う委員候補者の在住市町村からの戸籍、刑罰調査等の取得事務等、担当課室における負担が大きく、他の附属機関の委員の任免手続きと比較しても著しく事務量が多い状態となっている。	委員の任命替えの時期における、事務手続きの大幅な削減が期待できる。	国土利用計画法第39条	国土交通省	山梨県	茨城県、神奈川県、川崎市、静岡県、山梨県、香川県、大分県、宮崎県	提案県と同様、大分県でも担当課における議案の作成事務等の負担が大きく、他の附属機関の委員の任免手続きと比較しても著しく事務量が多い状態となっている。 本県においても、委員任期である3年ごとに人事議案として議会同意を得る手続きを行っており、事務負担は大きい。 土地利用審査会は、国民の財産権の制約に大きな影響を与えることから、委員の任命について都道府県議会の同意が必要とされている。 しかし、同様に国民の財産権の制約に大きな影響を与える開発審査会や建築審査会は、委員の任命について都道府県議会の同意は不要であり、このことを理由とする問題も何ら生じていない。また、現在の監視区域制度は、バブル崩壊と長期にわたる地価の下落、デフレ経済の結果、ほとんど活用されておらず、本県の土地利用審査会も形骸化している。 さらに、仮に今後地価の上昇により規制区域に指定され、知事が不許可処分を行った場合も、国土交通大臣への再審査請求が可能であるため、財産権の制約に対する手続きは十分に確保されている。 以上から、土地利用審査会委員の任命に対する都道府県議会の同意は法制度上バランスを欠き、必要性も低いと考えられる。 土地利用審査会については、長年審査案件もなく、また、今後の審査見込みもない中で、委員の任期満了の都度、議会同意に向けた手続に係る事務負担が大きい。 土地利用審査会は、本県においても審査案件がなく、平成10年以降は委員の改選時のみの開催となっている。長期間にわたり審査案件がないにも関わらず常設していることは、結果的に、改選時の事務及び経費を不必要に負担しているものとも言える。 このようなことから、土地利用審査会のあり方について、しっかりと議論が行われ、現状に即した最善の制度が整備されることを希望するものであり、当該提案の共同提案団体として参画するものである。 しかしながら、土地利用審査会が、私権の制限に関わる問題を審議する機関であることを踏まえ、国土利用計画法審議会へ整理・統合する形に固執せず、非常設化や任期の長期化などを含めた慎重な検討が必要であると考える。
95	B	地方に対する規制緩和	運輸・交通	自家用有償旅客運送者の拡充	中山間地域の過疎地域等では、公共交通がなかったり、あっても本数が少なく、NPO法人等以外の一般法人等についても申請ができるよう求める。	中山間地域の過疎地域等では、公共交通がなかったり、あっても本数が少なく、NPO法人等以外の一般法人等についても申請ができるよう求める。 このような公共交通空白地域では、公共交通空白地域有償運送が行われているが、その運送主体は特定非営利活動法人(NPO法人)などに限られている。 しかし、人の少ない中山間地では申請主体となりうる組織としての団体が存在しない場合もあることから、当該運送手段を実施することができず、地域住民の生活に支障が生じる。	公共交通空白地域有償運送の運送主体を特定非営利活動法人(NPO法人)などに限定するのではなく、その他の法人等についても認める。 例えば中山間地では、自然を利用した観光施設、旅館等があり、これらの施設の利用者の利便を図るための無償車両運行、また、スーパー等が所有し無償運行している車両を施設利用者等以外の者の有償運送に利用することにより地域住民の移動の利便性向上、施設所有の車両運用の効率化が図られる。 しかし、施設利用者の無償運送と施設利用者以外の有償運送とが混在して利用することになり、ここに施設側の利用者に対するサービス提供の隘路がある。	道路運送法第79条	国土交通省	鳥取県、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、京都府	鳥田市、伊豆の国市、福知山市	中山間地域において、バス交通以外の公共交通手段がなく、地元住民からバスの本数を増やしてほしいとの要望があるが、定期的な利用が少なく、バス運転手不足等の問題から増便することができない。地元住民からも定期的に利用する人だけでなく、観光客を運ぶ手段も確保していきたいとのことであったので、観光施設等の車両運行が可能になればより便利になると考えられる。ただ、民間の運行事業者の経営を圧迫する可能性があるため、地域を限定する等の工夫が必要である。 人口が少ない中山間地域では、申請主体となるNPO法人組織を担う人材を確保することが大変である。本市としても、新たな交通システムを構築するためには、地域の協議会組織があることを条件にしている。しかしながら、移動手段に困る地域においても、組織形成が図られない状況である。 高齢化の進行により、ドライバー不足等、自家用有償運送の担い手がないことにより、公共交通空白地域有償運送の導入が困難な地域もあり、実施主体になり得る団体の可能性が広がることから、NPO法人等以外の一般法人等についても申請ができるよう求める。 今後、更に人口減少が進むことが予想されるが、NPO法人等の組織とならざる団体も存在しないため、運行主体の拡大を行い、地域住民の足を確保する必要がある。

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容		制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野		具体的支障事例	団体名						支障事例	
98	B 地方に対する規制緩和	運輸・交通	乗合自動車の補助条件の見直し	<p>全国で一律となっている乗合バス補助条件を地域の実情に合わせた基準に緩和すること。</p> <p>人口が少ないため利用状況が低い中山間地域を含む系統では、平均乗車密度が低く全国一律の国庫補助条件を満たすことができず、バスの存続が困難となっている。</p> <p>バスを取り巻く環境を考慮し、地域の実情に合わせた補助条件を設定することにより地域で必要なバス路線を維持することができる。</p>	<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金は、バスを取り巻く環境が大きく違う地域を一緒にして補助の仕組みが作られており、全国一律の基準により制度設計がなされている。</p> <p>人口が少ないため利用状況が低い中山間地域を含む系統では、平均乗車密度が低く全国一律の国庫補助条件を満たすことができず、バスの存続が困難となっている。</p> <p>バスを取り巻く環境を考慮し、地域の実情に合わせた補助条件を設定することにより地域で必要なバス路線を維持することができる。</p>	<p>バスを取り巻く環境に応じた補助条件とすることにより、各地域に応じた必要なバス路線が維持され、住民の利便性の向上が図られる。</p>	地域公共交通確保維持改善事業費補助金	国土交通省	鳥取県、中国地方知事会、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都府		<p>鹿角市、茨城県、ひたちなか市、新潟市、石川県、高山市、伊豆の国市、田原市、福知山市、神戸市、和歌山市、吉布市、愛媛県、久米市、朝倉市、大村市、宮崎市、沖縄県</p> <p>本県内の地域間幹線系統確保維持国庫補助金の補助対象系統は、H20年度から29年度の10年間で約2/3に減少している(H20:39系統、H29:27系統)。これは、中山間地域や人口減少が急速に進んでいる地域を運行する系統が多く、平均乗車密度が低下して全国一律の国庫補助条件を満たすことができなくなる系統が増えているためであり、国庫補助制度から外れた系統は、その後、安定的な維持が非常に困難で、大幅な区間廃止や減便、系統自体の廃止に至った事例が多い。全国に先駆けて人口減少及び高齢化が進んでいる地域においては、利用者数は減少しても乗合バスの必要性は増しており、全国一律ではなく、地域の状況に応じた輸送量要件を設定し、地域交通の安定維持を可能にする補助制度への見直しが必要である。</p> <p>本県においても、利用者の少ない地域では平均乗車密度が低く、国庫補助条件を満たせない系統が多くなっており、バス路線の維持が困難な状況となっている。</p> <p>本県の地域間幹線系統は、補助対象経費が削減される基準である平均乗車密度5人未満の路線がほとんどであり、その減額分は沿線市町が負担している状況である。そのため、地域の実情に合わせた補助条件の設定が必要である。</p> <p>本市では立地適化計画を策定し、一部のバス路線を幹線公共交通とし、将来都市構造を支える重要な公共交通機関として位置づけているが、路線バスを取り巻く環境は非常に厳しく、幹線に位置づけている路線においても補助対象となっていないバス路線が存在している。本市としては、このような補助対象となっている幹線路線に対しても、将来に亘り維持する方針であるが、市の補助額は年々増加する傾向にあり、地域の実情に合わせた地域公共交通確保維持改善事業費の補助要件の緩和等により、このような幹線路線の維持に支援をお願いしたい。</p> <p>地方における交通事業者の経営状況は厳しくなっており、公共交通維持のための行政負担も年々増加していることから、バスを取り巻く環境を考慮し、地域の実情に合わせた補助条件は必要である。</p> <p>本市域内においても交通事業者が地域公共交通確保維持改善事業費補助金(地域間幹線系統確保維持費国庫補助金)を活用して運行を維持している郊外路線バスがある。近年では、バス利用者の減少から補助対象事業の基準である1日当たりの実績輸送量が15人を下回ったことから、対応として平日の日中や土休日など、比較的用户者の少ない便を減らし、朝夕の通勤時間帯で利用者が多い便を残すことで平均乗車密度を上げ、輸送量を確保している事例がある。結果、日中時間帯のバス運行が減少し、高齢者の買い物や通院など生活交通としての利便性が低下したことで、さらにバス利用者も減ってしまう負の連鎖が生じている状況である。生活交通の確保維持・強化を図るためには、郊外路線バスの持続的な運行も重要な手段の一つであり、路線維持に向け、人口密度や高齢化率など地域の特性や実情を考慮した補助条件への見直しなど、制度の改正が必要である。</p> <p>本市において、地域公共交通確保維持改善事業費補助金を受けている路線は、地域間幹線系統が4系統、地域内フィーダー系統が12系統あるが、地域間幹線系統のうち2系統は地域公共交通再編実施計画期間満了後に要件を満たさなくなるほか、地域内フィーダー系統のうち5系統は次年度から要件を満たさなくなる見通しであり、今後、人口減少が進む地域のバスの存続が一層困難になる。</p> <p>幹線系統における補助要件から外されたことにより(1日15人以上)、休便や土日祝休便となった路線がある。地域の環境に応じた補助条件とすることにより、必要なバス路線が維持され、住民の利便性の向上が図られる。</p> <p>地方の人口減少が進む中、バス路線を維持することは大変に困難であり、地方都市を取り巻く状況は厳しい状況である。地域に即した補助条件の見直しが必要とする。</p> <p>本市においても、今後大幅な人口減少に伴い平均乗車密度がさらに低くなることで、補助対象でなくなる系統がさらに増加することが想定される。今後の人口減少を含む地域の実情を勘案した補助条件を設定することにより、地域で必要なバス路線を維持することができる。</p> <p>地方都市、中山間地においては、利用者が少なく平均乗車密度が低い路線も多く、路線維持のための市負担も増大し、今後の存続が困難となるため、人口或いは人口密度に応じた補助条件の設定を求める。</p> <p>本市においても、人口が減少し、路線バスの運行本数および利用者数の減少が進行する農村地域において、国庫補助要件である輸送量要件を満たさない系統が増加している。国庫補助の対象外となった系統においては、都道府県および沿線市町の支援のみでは路線の維持が困難となり、さらなる運行本数の減少や撤退を招く恐れがある。そのため、地域の実情に応じた柔軟な補助要件の設定により、地域住民の生活の足が維持存続されるよう、制度の見直しを要望する。</p> <p>市と隣町を結ぶ幹線系統補助路線を検討した際、補助要件である1日の乗降客数の下限人数を確保するためには、相当数のバスの運行が必要であることが実証実験にて判明した。このことから、国庫補助金を活用するにも、莫大な運行経費が必要となることから当該補助金の活用を断念したことがある。</p> <p>国の補助基準の運行回数又は輸送量の要件に合わない広域路線が13路線あるが、当該路線は地域の住民にとって無くてはならない重要な路線である。この路線を廃止することはできないため、県及び市町村により赤字補てんを行いながら路線維持を行っているが、大きな財政負担となっている。</p> <p>本市と周辺町を結ぶ路線バスにおいても、中山間地域を含むため、平均乗車密度が低く、国庫補助条件を満たさないため、路線の維持が困難になりつつある系統がある。</p> <p>地域間幹線バスは、交通網が脆弱な地方にとって主要な生活交通であり、このバス路線を維持存続するに当たり、地域間幹線系統確保維持費国庫補助制度は、必要不可欠な制度であり、しかし、近年は、補助採択要件の一つである平均乗車密度を満たすことが難しくなってきたり、地域の交通事情に応じた補助要件の緩和が必要である。</p> <p>本市においても、国庫補助路線については、補助要件(収支率)が厳しいため、地域の実情に合わせて緩和していただきたいと考えている。</p> <p>地域交通機関の運営主体は、人口減少に伴い利用者が減少する中で、生活交通の維持・確保に向けて事業改善に取り組んでいるものの、経営基盤が脆弱であることが多く、多額の赤字が生じる路線の維持・確保が困難な状況である。特に、離島・過疎地域の公共交通においては、平均乗車密度が低いことから全国一律の国庫補助条件を満たすことのできない系統や補助額が削減される系統がある。よって、離島・過疎地域等の公共交通を維持するために、全国一律となっている補助条件を地域の実情に合わせた補助条件に緩和していただきたい。</p> <p>地域によって人口密度や利用者層は異なるため、全国統一基準による補助金の制度設計は、地域の実情と合わない部分も多く、乗車密度等基準の達成が難しい状況となっている。路線バスは、地域の足として今後も重要であり、それを存続させていくために、基準の緩和が求められる。</p> <p>本制度によりバス車両を更新する場合、補助要件を満たす低床型(地上から床面までの地上高65センチ以下)バスでは、積雪山間地域において、冬期間の走行に支障をきたす。利用者の安全確保のため、地形や気象等の様々な要因を考慮し、地域の実情に応じた基準を設定すべきである。</p>	
111	A 権限移譲	その他	広域地方計画協議会の事務局機能の移管	<p>広域地方計画協議会の事務局機能を関西広域連合が担うことができるように法改正を求める。</p>	<p>広域地方計画においては、広域地方計画本文にも記載されている「計画の効果的推進」に当たり、地方整備局が事務局として事業の評価方法や今後の進め方等をとりまとめているが、「本省の方針がわからないため未定」という説明が再三繰り返され、地域の主体性が十分に発揮されていない。協議会としての方針が不明瞭なため、構成機関も対応に苦慮している状況である。本省ルールによる画一的な取組をするのであれば、国土の基本構想である「対流促進型国土*」の形成を進めることにならず、計画の策定権限とともに事務局機能についても移管すべきと考える。</p> <p>*対流促進型国土…それぞれの地域が個性を磨き、異なる個性を持つ各地域が連携することによりイノベーションの創出を促す</p>	<p>関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねている。協議会の事務局機能を広域連合に移管することにより、各行政分野の調整を一元的に行うことが可能となり行政の効率化を図ることができる。</p>	国土形成計画法第10条	国土交通省	関西広域連合(共同提案)滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都府、大津市、堺市、神戸市			

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容		制度的改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野		具体的支障事例	団体名						支障事例	
112	A	権限移譲	その他	港湾広域防災協議会の事務局機能の移管	港湾広域防災協議会の事務局機能を関西広域連合が担うことができるように法改正を求める。 関西広域連合では、大阪湾港部会等を設置し、大阪湾港湾の連携や関西主要港湾の「防災機能」等の連携の方向性を取りまとめ、第3期広域計画において「機能強化の観点から連携施策の方向性の検討していく」としており、大阪湾広域防災協議会の目的と広域連合の取組が重複していることから、地方でできることは、地方(関西広域連合)に任せるべきである。	関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねている。協議会の事務局機能を広域連合に移管することにより、各行政分野の調整を一元的に行うことが可能となり行政の効率化を図ることができる。 日本海側に港を有する京都府及び鳥取県を構成団体としており、関西広域連合が事務局機能を担うことにより当該地域をも対象としたより広域的な観点から港湾機能の継続の検討が可能となる。	港湾法第50条の4	国土交通省	関西広域連合(共同提案)京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、堺市		-	-
113	A	権限移譲	産業振興	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に係る事務・権限の移譲	当該事務権限については、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合は、国に権限があるものの、一の府県域に限られる場合は、権限が府県に移譲されているものであり、国と地方が同じ業務を行っているものである。国に権限が残されているのは、府県域を跨ぐ場合は、広域的な判断が必要であるためと考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねているところである。府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲することにより、国と地方の二重行政の解消などの効果が見込めることから地方でできることは、地方(関西広域連合)に任せるべきである。	関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねている。当該事務権限の移譲が実現すれば、府県が実施している事務と広域連合に移譲された事務の整理・集約など役割分担を検討することにより、より効率的かつ効果的な執行体制を構築することが可能となり、国と地方の二重行政の解消及び事業者等の利便性の向上が図られる。	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第4条第1・4・8項、第5条第1項・2項、第7条第1・2項、第26条	農林水産省、経済産業省、国土交通省	関西広域連合(共同提案)滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、堺市		-	-
121	A	権限移譲	土木・建築	建設業法に係る事務・権限の移譲	当該事務権限については、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合は、国に権限があるものの、一の府県域に限られる場合は、権限が府県に移譲されているものであり、国と地方が同じ業務を行っているものである。国に権限が残されているのは、府県域を跨ぐ場合は、広域的な判断が必要であるためと考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねているところである。府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲することにより、国と地方の二重行政の解消などの効果が見込めることから地方でできることは、地方(関西広域連合)に任せるべきである。	関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねている。当該事務権限の移譲が実現すれば、府県が実施している事務と広域連合に移譲された事務の整理・集約など役割分担を検討することにより、より効率的かつ効果的な執行体制を構築することが可能となり、国と地方の二重行政の解消及び事業者等の利便性の向上が図られる。	建設業法第3条第1項、第3条の2第1項、第5条、第7条、第11条第1～5項、第12条、第13条、第15条等	国土交通省	関西広域連合(共同提案)京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、京都市、堺市		-	-
122	A	権限移譲	土木・建築	宅地建物取引業法に係る事務・権限の移譲	当該事務権限については、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合は、国に権限があるものの、一の府県域に限られる場合は、権限が府県に移譲されているものであり、国と地方が同じ業務を行っているものである。国に権限が残されているのは、府県域を跨ぐ場合は、広域的な判断が必要であるためと考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねているところである。府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲することにより、国と地方の二重行政の解消などの効果が見込めることから地方でできることは、地方(関西広域連合)に任せるべきである。	関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねている。当該事務権限の移譲が実現すれば、府県が実施している事務と広域連合に移譲された事務の整理・集約など役割分担を検討することにより、より効率的かつ効果的な執行体制を構築することが可能となり、国と地方の二重行政の解消及び事業者等の利便性の向上が図られる。	宅地建物取引業法第1条第1・3項、第3条の2第1項、第4条第1項、第6条、第8条第1・2項、第9条、第10条、第11条第1項、第25条第4・6・7項等	国土交通省	関西広域連合(共同提案)京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、堺市		-	大臣免許業者の手続きにおいては、県を経由することされており、書類受付のために知事免許業者の場合と同等の事務量が生じている。また、知事から大臣への免許換えに際しては、その手続きにある程度まとまった期間を要することもあり、申請の時期、免許要件を充足すべき時期等について、種々の疑義が生じている。
123	A	権限移譲	土木・建築	不動産の鑑定評価に関する法律に係る事務・権限の移譲	当該事務権限については、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合は、国に権限があるものの、一の府県域に限られる場合は、権限が府県に移譲されているものであり、国と地方が同じ業務を行っているものである。国に権限が残されているのは、府県域を跨ぐ場合は、広域的な判断が必要であるためと考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねているところである。府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲することにより、国と地方の二重行政の解消などの効果が見込めることから地方でできることは、地方(関西広域連合)に任せるべきである。	関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねている。当該事務権限の移譲が実現すれば、府県が実施している事務と広域連合に移譲された事務の整理・集約など役割分担を検討することにより、より効率的かつ効果的な執行体制を構築することが可能となり、国と地方の二重行政の解消及び事業者等の利便性の向上が図られる。	不動産の鑑定強化に関する法律第23条第1項、第24条、第25条、第26条第3項、第27条第2項、第28条、第29条第1項、第30条、第31条第1・2項、第32条第2項、第41条等	国土交通省	関西広域連合(共同提案)滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、堺市		-	-

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容		制度的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		
	区分	分野		具体的な支障事例	団体名							支障事例		
124	A	権限移譲	土地利用(農地除く)	土地収用法に係る事務・権限の移譲	土地収用法に係る事務・権限のうち、事業の認定、申請書の提出の受理、申請書の欠陥の補正及び却下のように府県域を跨ぐために近畿地方整備局の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限については、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合は、国に権限があるものの、一の府県域に限られる場合は、権限が府県に移譲されているものであり、国と地方が同じ業務を行っているものである。国に権限が残されているのは、府県域を跨ぐ場合は、広域的な判断が必要であるためと考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねているところである。府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲することにより、国と地方の二重行政の解消などの効果が見込めることから地方でできることは、地方(関西広域連合)に任せるべきである。	関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねている。当該事務権限の移譲が実現すれば、府県が実施している事務と広域連合に移譲された事務の整理・集約など役割分担を検討することにより、より効率的かつ効果的な執行体制を構築することが可能となり、国と地方の二重行政の解消及び事業者等の利便性の向上が図られる。	土地収用法第18条第1項、第19条第1・2項、第20条、第21条第1・2項、第22条、第23条第1・2項、第24条第1・3項、第25条第2項、第26条第1～3項、第26条の2第1項、第27条第1～4・6・7項 等	国土交通省	関西広域連合(共同提案)京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、堺市			-	-
125	A	権限移譲	土木・建築	建築基準法に係る事務・権限の移譲	建築基準法に係る事務・権限のうち、建築物の建築確認・検査を行う指定確認検査機関の指定、確認検査員の選任等の届出受理のように府県域を跨ぐために近畿地方整備局の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限については、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合は、国に権限があるものの、一の府県域に限られる場合は、権限が府県に移譲されているものであり、国と地方が同じ業務を行っているものである。国に権限が残されているのは、府県域を跨ぐ場合は、広域的な判断が必要であるためと考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねているところである。府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲することにより、国と地方の二重行政の解消などの効果が見込めることから地方でできることは、地方(関西広域連合)に任せるべきである。	関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねている。当該事務権限の移譲が実現すれば、府県が実施している事務と広域連合に移譲された事務の整理・集約など役割分担を検討することにより、より効率的かつ効果的な執行体制を構築することが可能となり、国と地方の二重行政の解消及び事業者等の利便性の向上が図られる。	建築基準法第6条の2第1項、第7条の2第1項、第77条の18第3項、第77条の20、第77条の21第1～3項、第77条の22第1・2・4項、第77条の23第1項 等	国土交通省	関西広域連合(共同提案)京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都市、堺市			-	-
126	A	権限移譲	土地利用(農地除く)	大深度地下の公共的使用に関する特別措置法に係る事務・権限の移譲	大深度地下の公共的使用に関する特別措置法に係る事務・権限のうち、大深度の使用認可のように府県域を跨ぐために国土交通省の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限については、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合は、国に権限があるものの、一の府県域に限られる場合は、権限が府県に移譲されているものであり、国と地方が同じ業務を行っているものである。国に権限が残されているのは、府県域を跨ぐ場合は、広域的な判断が必要であるためと考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねているところである。府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲することにより、国と地方の二重行政の解消などの効果が見込めることから地方でできることは、地方(関西広域連合)に任せるべきである。	関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねている。当該事務権限の移譲が実現すれば、府県が実施している事務と広域連合に移譲された事務の整理・集約など役割分担を検討することにより、より効率的かつ効果的な執行体制を構築することが可能となり、国と地方の二重行政の解消及び事業者等の利便性の向上が図られる。	大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第7条、第11条第1項、第12条第1・3項、第14条第1項、第15条、第17条、第18条第1項、第19～21条、第22条第1項 等	国土交通省	関西広域連合(共同提案)京都府、兵庫県、鳥取県、堺市			-	-
131	A	権限移譲	土地利用(農地除く)	国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画の策定権限の移譲	国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画について、広域地方計画協議会への関西広域連合の参画、策定権限の関西広域連合へ移譲を求める。	広域地方計画本文にも記載されている「計画の効果的推進」に当たり、地方整備局が事務局として事業の評価方法や今後の進め方等をとりまとめているが、「本省の方針がわからないため未定」という説明が再三繰り返され、地域の主体性が十分に発揮されていない。協議会としての方針が不明瞭なため、構成機関も対応に苦慮している状況。本省ルールによる画一的な取組を断るべきではないが、 * 対流促進型国土…それぞれの地域が個性を磨き、異なる個性を持つ各地域が連携することによりイノベーションの創出を促す	関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねている。そのため、国土形成計画法による広域地方計画の策定権限を地方に委ねることにより、東京圏の視点に基づいて策定されている全国版の国土形成計画の制約を受けず、地域の実情、地域性、独自性を反映した策定が可能となり、地方公共団体が自主的かつ主体的に取り組む地方創生に寄与し、東京一極集中の是正が図られる。	国土形成計画法第9条	国土交通省	関西広域連合(共同提案)滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市			-	-
132	A	権限移譲	土地利用(農地除く)	近畿圏整備法に基づく整備計画の決定権限・各区域の指定権限の移譲、近郊整備区域建設計画等の作成に係る国同意の廃止	近畿圏整備法に基づく近畿圏整備計画や近郊整備区域等の各区域指定について、関西広域連合への決定権限の移譲を求めることと、近郊整備区域建設計画等の作成に係る国同意の廃止を求める。	関西においては、総合行政を担う地域の実情に精通した府県、政令指定都市から構成する関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、広域行政の基本的な政策の企画・調整機能を担い、実績を積み重ねている。しかし、近畿圏の建設とその秩序ある発展を図るための近畿圏整備計画の決定や、近郊整備区域、都市開発区域、保全区域、近郊緑地保全区域の指定について、関係府県、関係政令指定都市等の意見を聴くことはなっていないが、平成28年3月提出期限であった近畿圏整備計画(案)に係る意見照会では意見は聞かれるのみであり、関西の地域の実情、地域特性を反映させる仕組みになっておらず、東京の視点での国主導の計画で、東京一極集中を是正するものとなっていない。また、関西広域連合には照会すら行われず、関西の広域行政の責任主体としての存在を考慮されていない。	関西のことは関西で決める。そのことにより東京一極集中を是正することにつながる。 近畿圏における地方創生を実現していくため、関西地域の実情に応じ、関西地域の特性をいかして、関西広域連合が自主的・主体的に企画・立案し、近畿圏整備計画の決定等を行うことにより、インフラ整備等の視点だけでなく、あらゆる分野を総合的に見て判断することができ、秩序ある発展を図っていくことが可能となる。 なお、国との関係においては、移譲した権限について、事前協議に改めることとすることで、均衡が図られるものと考えられる。 また、広域連合は、一部事務組合とは異なり、一部の事務のみならず企画調整機能も有しており、国から直接権限を移譲されることも可能であるため、当該事務の受け皿になり得る。さらに、福井県、三重県についても、連携県として調整は十分可能である。	近畿圏整備法第9条、第10条、第11条、第12条、第14条、近畿圏の保全区域の整備に関する法律第5条、第7条、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律第3条	国土交通省	関西広域連合(共同提案)滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市			-	-

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		
	区分	分野									団体名	支障事例	
133	A	権限移譲	土地利用(農地除く)	複数府県に跨がる都市計画区域の指定権限の移譲	複数府県に跨がる都市計画区域の指定権限について、関西広域連合への移譲を求める。	都市計画区域の指定は、地域の実情に応じ、地域の特性をいかにするため、地方公共団体が自主的かつ主体的に取り組むべきであることから、府県内の区域指定の場合は府県の権限となっている。 しかし、二以上の府県の区域にわたる都市計画区域については国の権限となっており、これまで府県域を越えて一体的に発展している地域があっても、府県単位で区域指定を行っている。 今後は、府県を跨がる場合においても一体的に区域指定し、より一体的に調和がとれ、齟齬がないようまちづくりを効率的に進める必要がある。	広域連合は、地方自治法第284条に基づき、「広域にわたる総合的な計画を作成し、その事務の管理及び執行について広域計画の実施のために必要な連絡調整を図り、並びにその事務の一部を広域にわたり総合的かつ計画的に処理する」総合的な権限を持ち、同法第291条の2第4項に基づき、「国の行政機関の長の権限に属する権限の一部を当該広域連合が処理することとするよう要請する」権限を持つ。安定的な団体である。そのため、一部事務組合とは異なり、一部の事務のみならず企画調整機能も有し、防災や観光・文化・産業・医療・環境などの各行政分野も踏まえた関西の将来像を示した広域計画を現に策定しており、各行政分野との調整を一元的に行うことは可能である。したがって、現在は、広域連合域内で複数府県に跨がる都市計画区域はないが、今後、複数府県を跨いで都市計画区域を指定した方が良く考えられる場合に備え、予め当該指定権限を関西広域連合へ移譲し、地方が主体となって指定できることとなれば、一体的に調和のとれたまちづくりを効率的に進めやすくなる。 また、区域指定に当たり国の関与が必要ということであれば、府県が都市計画区域を指定する場合と同様に、国土交通大臣への協議・同意を行うことにより、その懸念は払拭されると思われる。	都市計画法第5条第4項	国土交通省	関西広域連合(共同提案)滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、堺市		-	-
138	A	権限移譲	運輸・交通	観光圏整備実施計画の認定に係る事務・権限の移譲	現在、「全国的見地から効率的に滞在交流型観光の取組を進めるため、観光庁で一元的に実施する必要がある」とされている観光圏整備実施計画の認定に係る事務・権限(広域連合の構成府県市が実施主体である観光圏整備事業は除く)について、広域連合への移譲を求める。 また、広域連合による認定を受けた団体等が、従来の国の認定と同様に、国の特例措置の支援(旅行業法の特例等)が受けられること及び補助事業「観光ブランド確立支援事業」の補助対象者となることを求める。	観光圏事業を外国人観光客の誘導策等と連携させ、地域全体で相乗効果が得られるような仕組みがない。国は広域観光周遊ルート形成促進事業、観光地域ブランド確立支援事業(観光圏事業)、ピジットジャパン事業等の類似の事業について、各々をどのように有機的に連携させていくのかという具体的な考えが示されておらず、事業が重複して実施されないために、運輸局主催による各事業関係者を集めた「事業連携会議」が設けられた。しかし、地域全体で相乗効果が得られるような仕組みがあれば、本来、このような会議は不要であり、国が一元的に地域間の調整を行っていくことが難しいことを示す事例といえる。(国は、各事業を予算執行上の観点で整理しようとしている。) また、現行法の規定では、観光圏整備事業を実施しようとするものは、実施計画の認定申請を関係する市町村又は都道府県を経由して行うが、その場合において市町村又は都道府県は当該計画を検討し、意見を付して国に送付することになっている。そのため、申請者は関係自治体の検討が終わるのを待たなければならぬが、この点において、関西では府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねているところであり、権限が移譲されれば、計画の検討と審査を合わせて行うことが可能であり、認定までに要する処理期間を短縮することができると考える(国の標準処理期間は3箇月)。	急増する訪日外国人観光客を全国各地に波及させるため、広域観光周遊ルート(1週間程度滞在)の形成が進められる中、観光圏(2泊3日以上滞在型)も、国内観光の振興、また、広域的観光周遊ルートの広域観光拠点として、相互に協力し、力を発揮しながら国内外の観光客の受入増に対応していくことが求められており、地域が「連携」「協調」し、相乗効果を生んでいく(仕組み)が必要である。 関西広域連合のような広域行政組織では、地域の状況に詳しく、観光圏整備において計画段階から情報を共有し、域内の他の観光圏や周辺地域、広域観光周遊ルートとの連携など、観光交流圏の広域化を支援していくことが可能である。 また、個々の観光圏ではうまく伝えることができないデスティネーションとしてのエリアイメージを、複数の観光圏が連携して一体的な観光エリアとして発信し、さらなる誘客を図っていくことができる。 現在の観光圏の整備には府県も加わっているが、実際に進めているのは市町村である。それらを円滑に重ねて、観光圏個々の整備に止まらず、圏域を超えて連携させていくには、広域的な地域間の調整ができる広域的な行政組織が適任。関西広域連合は広域観光周遊ルートの形成にも取り組んでおり、トータルに認定事務が行える効果は大きい。 計画の処理期間についても、国の標準処理期間である3箇月を下回ると考えられることから、申請者にとってもメリットがある。	「観光圏の整備による観光客の来訪及び滞在の促進に関する法律」第8条第3項(観光圏整備実施計画の認定)	国土交通省	関西広域連合(共同提案)滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市		-	-
141	A	権限移譲	その他	国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画に係る提案権の付与	[現状] 平成28年3月に決定された「関西広域地方計画」の策定において、関西広域連合が実施した関西圏域の展望研究の成果を計画に反映させるべく(近畿地方整備局に働きかけたが、近畿地方整備局からは、意見を述べなければ構成府県市を通して述べよう求められた。関西広域連合は、関西の広域行政の責任主体として設立された特別地方自治体であるにもかかわらず、現行計画の策定に当たって開催された近畿広域地方計画協議会への正式な参加が認められなかった。現行法において協議会メンバーではない計画区域内の市町村に認められている提案権を関西広域連合にも付与すべきである。(次期計画の策定に当たっては、協議会への正式な参加を別途要請していく。) [支障事例] 関西広域連合の構成団体である府県市においては、通常、他の府県域に関する事項に意見することは困難である。その一方で関西広域連合は広域事務を処理するために設立された特別地方自治体であり、関西全域を対象とした意見を出すことが可能である。しかしながら、現行法の規定では、関西広域連合としての意見を計画に反映させる方法がないため、関西広域連合としては、提案権がないこと自体が支障事例であると考えられる。 内閣府からは、協議会に連合の構成団体全ての連名で意見書を出せば足りるのではないかと指摘があったが、個別の自治体名を出す発言が難しい案件も存在しており、関西広域連合名義である方が、提案できる内容に幅が出てるとともに、関西圏の合意形成が図りやすいと考える。	関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねている。 そのため、関西広域連合に国土形成計画法による広域地方計画への提案権を付与することは、同計画に対し広域行政からの視点による関西の実情、地域性、独自性を反映した計画の変更を提案することが可能となり、地方公共団体が自主的かつ主体的に取り組む地方創生に寄与し、東京一極集中の是正が図られる。	国土形成計画法第11条	国土交通省	関西広域連合(共同提案)滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、神戸市		-	-	
142	A	権限移譲	その他	近畿圏整備法に基づく整備計画に係る意見聴取の機会の付与	近畿圏整備法に基づく整備計画に係る意見聴取の機会の付与を求める。	[現状] 近畿圏整備法では、近畿圏整備計画の策定、変更に当たっては、関係府県・関係指定都市の意見を聴くとされている。関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を平成22年12月に設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねているところである。近畿圏整備計画に地域の実情をより的確に反映させるため関西広域連合に関係府県・関係指定都市と同じく意見聴取の機会を付与すべきである。 なお、平成28年3月に決定された「近畿圏整備計画」に係る意見照会では、関西広域連合に意見照会が行われなかった。 [支障事例] 現行法の規定では、計画の策定、変更時の意見聴取の対象に関西広域連合が含まれておらず、広域行政の責任主体たる関西広域連合としての意見を計画に反映させる方法がない状態であり、関西広域連合としては、意見聴取の対象でないこと自体が支障事例であると考えられる。	関西広域連合に近畿圏整備法による近畿圏整備計画への意見聴取の機会を付与することは、同計画に対し広域行政からの視点による関西の実情、地域性、独自性を反映した計画の変更を提案することが可能となり、地方公共団体が自主的かつ主体的に取り組む地方創生に寄与し、東京一極集中の是正が図られる。	近畿圏整備法第9条、第10条	国土交通省	関西広域連合(共同提案)滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、神戸市		-	-

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
177	B 地方に対する規制緩和	土地利用(農地除)	土地利用審査会の委員の任命に係る議会同意規定の廃止	土地利用審査会の委員の任命に係る議会同意規定を廃止する。	<p>【現行制度】 国土利用計画法に基づく土地利用審査会は、各種区域の指定についての審議や、土地取引の届出等に対する勧告についての意見聴取を行うものである。具体的には、審査会は、県が行う規制区域の指定を決定する権限を有しており、現在、その委員の任命に際しては議会の同意が必要とされている。</p> <p>【制度改正の必要性】 昭和49年の制度創設以来、全都道府県で規制区域の指定実績はなく、昭和60年代からの急激な地価高騰時においても、県内一部地域を監視区域として指定した実績のみとなっている。 また、本県が設置する全ての審議会のうち、委員の任命に議会の同意を要することとしているのは、当該審査会及び公害審査会のみとなっている。 こうした実情を踏まえ、規制区域の指定を前提とした審査会委員の議会同意規定を見直す必要がある。</p> <p>【支障事例】 委員の任期満了の都度、議会同意に向けた手続に係る事務負担が生じているほか、委員の任期途中で欠員が生じた場合、迅速な任命が困難なため、審査会の業務遂行に支障をきたすおそれもある。</p>	議会同意規定が廃止されることで議会同意に向けた手続に係る事務負担が軽減し、事務の効率化が図られる。	国土利用計画法	国土交通省	石川県		<p>提案県と同様、大分県でも担当課における議案の作成事務等の負担が大きく、他の附属機関の委員の任免手続と比較しても著しく事務量が多い状態となっている。 本県においても、委員任期である3年ごとに人事議案として議会同意を得る手続を行っており、事務負担は大きい。 土地利用審査会は、国民の財産権の制約に大きな影響を与えることから、委員の任命について都道府県議会の同意が必要とされている。しかし、同様に国民の財産権の制約に大きな影響を与える開発審査会や建築審査会は、委員の任命について都道府県議会の同意は不要であり、このことを理由とする問題も何ら生じていない。また、現在の監視区域制度は、バブル崩壊と長期にわたる地価の下落、デフレ経済の結果、ほとんど活用されておらず、本県の土地利用審査会も形骸化している。さらに、仮に今後地価の上昇により規制区域に指定され、知事が不許可処分を行った場合も、国土交通大臣への再審査請求が可能であるため、財産権の制約に対する手続は十分に確保されている。以上から、土地利用審査会委員の任命に対する都道府県議会の同意は法制度上バランスを欠き、必要性も低い。廃止すべきと考える。 【支障事例】委員の任期満了の都度、議会同意に向けた手続に係る事務負担が生じているほか、平成26年度には委員の任期途中の辞任による欠員が生じ、迅速な任命が困難なため、3月半の間、委員欠員の状態が続いた。 土地利用審査会については、長年審査案件もなく、また、今後の審査見込みもない中で、委員の任期満了の都度、議会同意に向けた手続に係る事務負担が大きい。 土地利用審査会は、本県においても審査案件がなく、平成10年以降は委員の改選時のみの開催となっている。長期間にわたり審査案件がないにも関わらず常設していることは、結果的に、改選時の事務及び経費を不必要に負担しているものであるとも言える。このようなことから、土地利用審査会のあり方について、しっかりと議論が行われ、現状に即した最善の制度が整備されることを希望するものであり、当該提案の共同提案団体として参画するものである。しかしながら、土地利用審査会が、私権の制限に関わる問題を審議する機関であることを踏まえると、国土利用計画法審査会へ整理・統合する形に固執せず、非常設化や任期の長期化などを含めた慎重な検討が必要であると考えられる。</p>	茨城県、神奈川県、川崎市、静岡県、山口県、香川県、大分県、宮崎県
213	B 地方に対する規制緩和	土地利用(農地除)	社会資本整備円滑化地籍整備事業に係る社会資本整備総合交付金交付要件の見直し及び明確化	社会資本整備円滑化地籍整備事業については、平成28年度から社会資本整備総合交付金事業の関連事業として創設されたが、事業の実施要件との合致が難しく、また、要件が曖昧であることから、制度のより一層の活用に向けた要件の見直し及び明確化を求める。	<p>選定要件として、対象基幹事業が整備計画(期間5年)に位置付けられることが必要となるが、1工区的地籍調査は、一筆地調査、地籍図・地籍簿作成、閲覧、認証・法務局送付の手続に数年を要するため、整備計画の前半は地籍調査が主事業になる。このため、基幹事業が1～2年延期され、次期計画に位置付けられた場合には、地籍調査は社会資本整備円滑化地籍整備事業の対象外となる。また、社会資本整備計画において、地籍調査はどの工程まで完了する必要があるかが不明確である。道路事業計画など用地買収が含まれる基幹事業は、事業着手が流動的なため、突如として整備計画に位置付けられた場合には、地籍調査の完了が間に合わない。また、基幹事業の着手予定が現行の整備計画期間より先である場合には、地籍調査は社会資本整備円滑化地籍整備事業として着手できない。さらに、社会資本整備円滑化地籍整備事業による事業効果の定量化が困難であるため、会計検査等での対応が危惧される。 これらのことについて、県を通じて国に意見を伝えたいもの、現在のところ、支障等は解消されないままである。 そのため、現整備計画に位置づけられていない基幹事業についても、基幹事業の将来計画及び地籍調査の実施サイクルを鑑み、社会資本整備円滑化地籍整備事業として連携ができるように現在の要件を緩和していただきたい。また、基幹事業に先行等して行い、基幹事業の円滑化を図るものということであるが、社会資本整備円滑化地籍整備事業により想定される事業効果を具体的に提示していただきたい。</p>	制度のより一層の活用による、効率的(迅速な用地取得等)な事業実施	社会資本整備総合交付金交付要件 社会資本整備総合交付金交付申請等要領他	国土交通省	指定都市市長会		山口県、北九州市	本市の地籍調査事業は、調査着手から地籍調査成果を法務局に送付するまで約4年を要している。現在の社会資本整備円滑化地籍整備事業の要件では、道路事業などの基幹事業の整備計画(5年間)に位置付けられた後に選定されることとなっており、基幹事業の事業期間の大半を地籍調査に要することとなり、基幹事業を延ばさざるを得なくなってしまう。そのため、本市としても、地籍調査の実施サイクルを鑑み、本提案のとおり整備計画に位置付けられたい基幹事業であっても、先行して社会資本整備円滑化地籍整備事業との連携が可能となるよう、現在の要件を緩和していただきたい。
264	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	「空家等対策の推進に関する特別措置法」の対象の拡大	一部の住戸に居住者がいる長屋の空き住戸についても、「空家等対策の推進に関する特別措置法」の対象とされたい。	<p>【現状】 府内では、区分所有されている長屋の一部が空き住戸となっており、長年放置されたことにより屋根や柱などの主構造部が腐食し隣の住戸に悪影響を及ぼしている長屋が多数存在している。 【支障事例】 空家等対策の推進に関する特別措置法(以下、「法」という)は、対象となる空家について、第2条において、「建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの」と規定しており、建築物単位で「空家等」に該当するか否かを判断するため、1棟に複数戸が連なる長屋は、一部の住戸に居住者がいれば、法の定める「空家等」とみなされない。そのため、法に基づく固定資産税情報等の利用ができず、登記簿謄本により判明した所有者に対し文書送付を行っているが、転居や死亡されている事案が多く指導等に苦慮しているほか、税制上の措置(勧告に伴う固定資産税の住宅用地特例の適用除外)ができず、改善の動きかけの実効性に支障をきたしている。 【制度改正の必要性】 「平成28年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成28年12月20日閣議決定)において、各地方公共団体の取組事例等について、平成29年度中に情報提供を行う旨の対応方針が示された。 府内でも、自主条例を制定し、法が規制対象としていない長屋の空き住戸に対する助言・指導等の措置規定を設けて、対応している自治体はある。しかし、固定資産税情報等の利用や税制上の措置については、法への明記が必要である。</p>	法が施行され、府民に浸透してきたことで、課税情報等を利用して所有者に改善を働きかけ、問題解決に至るケースが増加してきた。府内には管理不全の長屋が多数存在することから、当該長屋の空き住戸についても法の対象とすることで、所有者等の特定や改善の働きかけの実効性が高まり、これまで以上に府民の住環境の改善が図られる。	空家等対策の推進に関する特別措置法 第2条	総務省、国土交通省	大阪府、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都府、大阪府、堺市、堺市、関西広域連合		<p>いわき市、ひたちなか市、桐生市、多治見市、静岡県、豊橋市、松原市、神戸市、伊丹市、愛媛県、田川市、佐賀県、大村市、宮崎市</p> <p>当市も特性として長屋が多く存在するため、一部居住の長屋の空き家に対しても指導ができるよう自主条例を制定している。法で長屋を担保していただければ、幸いである。 戸建て住宅では、相続登記が適切になされておらず、その所有者の特定に時間を要しているものがあるため、今後、同様の事例が発生するおそれがある。 当団体で、老朽建築物を対象とした条例を制定している。条例により、居住実態等がある家屋であっても、周辺環境に対して危険な状態であれば一部が空き家となっている長屋も対象としてその解消措置をとるよう所有者に求められる。しかし、税情報の利用等については、条例ではなく法律で規定すべき事項であり、現状では長屋等における所有者特定は、戸建空き家と比べて難しい状況となっている。 当市においても、一部の空き住戸が著しく危険な状態であるにもかかわらず、別住戸に居住者がいる長屋住宅がある。居住している方の生活や生命を脅かす可能性のある状態は、好ましいものではないと考えているが、空家等対策の推進に関する特別措置法の適用外となり対応に苦慮している。 長屋等については、大半が空き家となっても、居住者が一人でもいる場合は、特別措置法に基づく空家等に該当しないことから、空家対策の主体である市町が対策を講じることができないのが現状である。当県でも炭鉱住宅がまだ数多く残っていることから、同様の支障事例がある。長屋等についても、市町が空家対策の一環として取り組めるよう、制度改正は必要と考える。 区分所有されている長屋において、一部住戸に居住者がいるために、管理不十分な状態の空き住戸があっても特措法に規定する措置の対象とならないのが市内には多く存在する。長屋は構造的に一体であるため、隣接する住戸へ雨水が侵入するなど、周辺への影響度は戸建住宅より高い場合がある。また、居住者が空き住戸部分の管理をすることは不可能であることから、一部居住のある長屋であっても、特措法に規定する措置の対象とすべきと考える。 当市において、長屋の一部は破損は建築基準法の危険建築物として対応している。空家等対策の推進に関する特別措置法と建築基準法での調査権限、措置に違いがあることから、長屋に限らず周辺に悪影響を及ぼしている建築物は、空き家であるか否かによってその取扱いが異なるため、業務に支障をきたしていることから、本提案は妥当であると考えられる。 当市でも同様に居住者がいる長屋の空き室が管理が悪く、倒壊のおそれがあるなどの相談が寄せられ、対応に苦慮した事例がある。 当市においては、条例を制定し、空家空地対策に取組んでいるところであるが、所有者調査における固定資産税情報の取得に関しては法根拠が必要であるため、提案団体と同様の支障事例が生じている。 当市においても長屋の一部の空き家が倒壊や部材の落下のおそれにより周辺の居住環境に悪影響を及ぼしているものが古くからの市街地に多数存在している。これらの空き家を法の対象とし、課税情報等の利用による迅速な所有者の特定及び法を根拠とすることによる是正指導等の実行性を高めることで、早期に危険箇所の是正改善を促進する。 当市においては、戦時中に建てられた長屋が多数存在しており、その多くが老朽化した状態で、周辺住民からの苦情も多く(大変苦慮している)、これらの長屋にも特措法が適用できるようになれば、指導・助言、勧告、命令と適切に対処することが可能となる(少なくとも区分所有している長屋については特措法が適用できるようにしてもらいたい)。 当市においても、老朽化した長屋住宅の一部についての相談を受けているが、法では空家等と定義されていないため、固定資産税情報等の利用ができず、登記簿謄本により判明した所有者に対し文書送付を行っているが、転居や死亡されている事案が多いため、対応に苦慮している。</p>	

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容		制度的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野		具体的な支障事例	団体名							支障事例	
266	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	「建築物の耐震改修の促進に関する法律」における固定資産税情報の利用	戸別訪問やダイレクトメールでの耐震化の普及啓発を行う際、建物所有者や建築年数の特定が出来ない場合がある。普及啓発を容易にするよう「空家等対策の推進に関する特別措置法」と同様固定資産税情報の利用を「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に位置づけること。	対象となる昭和56年以前の木造住宅の所有者に対し耐震化の必要性を確実に普及啓発を行うためには「建築年」と「所有者」の特定が必要となるが、市内には対象となる住宅が351万戸あり、その特定に時間と手間を要する。多数の者が利用する建築物は府内に約5万棟あり、耐震化の調査はその建築物の所有者に対しアンケートを郵送し耐震化の必要性を普及啓発しているが、宛所無しで所有者にアンケートが届いていない建築物が約2,900棟あり普及啓発ができていない。	固定資産税情報の利用により、建物所有者や建築年数が特定でき、耐震化が必要な所有者に対し、普及啓発を的確に行うことが可能	建築物の耐震改修の促進に関する法律	国土交通省	大阪府、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都府、関西広域連合	いわき市、練馬区、神奈川県、藤沢市、長野県、高山市、静岡県、浜松市、西尾市、高槻市、鳥根市、浜田市、広島県、徳島市、高松市、愛媛県、佐賀県、大分県、宮崎県	昭和56年以前の建築確認台帳のみで建物が現存しているかや、現在の所有者が誰であるかを特定することは困難である。 当団体でも、今年度ダイレクトメールにより耐震化の啓発を予定している。建築確認申請の情報から昭和56年以前に建築した物件を抽出し、建築主あてに物件所在地へ送付する予定であるが、賃貸している場合または建築時から物件所有者が変更となっている場合には所有者に届かない。ダイレクトメールが返送されてきた物件に対して、固定資産税の情報が利用できれば、所有者を特定して再送できることとなる。固定資産税の所有者および居住地情報が確定できれば、建築物耐震化の啓発を行う上で、極めて有効である。 当県においては、木造住宅耐震診断事業を実施する際、建築年月及び所有者を確認できる書類の提出を求めている。固定資産税情報を活用できれば、所有者の負担軽減につながるが、耐震化促進に寄与するものと考えられる。 当市においても昭和56年以前の木造住宅が約15,000戸存在するため、固定資産税情報を利用し、ダイレクトメールの送付を検討していたが、地方税法第22条の守秘義務により提供を受けることができなかった。そこで、登記情報により所有者を特定し、送付を行うこととしたが、一部の住宅で所有者が亡くなったまま所有権の移転が行われていない等現在の所有者にダイレクトメールが届かないことが予想されている。固定資産税情報が利用できれば、所有者又は所有者特定につながる納税義務者に対して的確にダイレクトメールを送付できるため、耐震化の必要性を追求する確かな普及啓発が可能となり、耐震化の促進につながる。 県内市町村で所有者の按込みが苦慮している現状があり、固定資産税情報の利用を求める声がある。固定資産税情報の利用が可能となれば、建築年や所有者の特定が容易となり、所有者へ効果的な働きかけが可能となる。 対象となる昭和56年以前の木造住宅の所有者に対し耐震化の必要性を確実に普及啓発するためには「建築年」と「所有者」の特定が必要となるが、市内には対象となる住宅が約2万4千戸あり、その特定に時間と手間を要する。 当県においても、住宅や建築物の耐震化の普及啓発の対象者や、沿道建築物の所有者の特定に時間と手間を要している。固定資産税情報の利用による所有者や建築年数の特定は、普及啓発を迅速かつ的確に行うためにも必要であると考えられる。 昭和56年以前の木造住宅の所有者に対して、訪問による耐震啓発を市内全域を対象区域として行っているが、対象建築物を特定するために固定資産税情報を利用することができれば現地訪問におけるロスが大幅に軽減される。 建築物の耐震化の促進に、対象建築物の所有者に直接啓発することは有効と考えられ、その点において、固定資産税情報を利用できるようにすることは有用である。 戸別訪問やダイレクトメールでの耐震化の普及啓発を行う際、建物所有者や建築年数の特定が出来ない場合がある。普及啓発を容易にするため法改正をしていただきたい。 当市においても、戸別訪問やダイレクトメールによる耐震化の普及啓発活動に関して、所有者・建築年次の特定のため、固定資産税情報の利用は必要性が高いと考えている。特に耐震化の行われていない木造住宅(約3万8千戸)に対して普及啓発を行うことは、想定される東海・東南海地震での被害を軽減するため、急務と捉えており、それを実現するため、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に位置づけることは重要であると考えられる。 当市においても昭和56年以前の木造住宅の所有者に対し、耐震改修促進事業の普及啓発を的確に行うために固定資産税情報の利用を行うことが必要と考えている。 市広報などの紙媒体による一方通行の啓発では、効果に限界があった。しかし、あらかじめ訪問する住宅を見極めて行う耐震診断ローラー作戦は、効率的、効果的であると考えられる。固定資産税情報利用に対する制度緩和をの提案する。 昭和56年以前の建築物の所有者の意識が低い現状があることをふまえて、旧耐震の建築物の所有者を対象とした、戸別訪問等の個別対応が有効と考えられるが、所有者の特定が困難であるため、固定資産税情報の利用は有効であり、法に位置づけるべき内容と考えられる。 当市では、市広報、ホームページ等を活用した普及・啓発により、耐震補助を活用した住宅の耐震化に一定の成果が得られているが、昭和56年以前の建物の現在の情報が得られないことになれば、既耐震診断等の独自情報との突合から未耐震診断等の建物が割り出されることがなくなり、個別の通知等が行えることで、より効率的かつ効果的な耐震化の促進が図られるものと考えられる。 当市において、耐震化の普及啓発のため、戸別訪問を実施するなど市民に広く周知し、事業促進に向け取り組んできたところであるが、該当家屋の抽出に苦慮していたことから、固定資産税情報の活用により、的確な該当家屋の抽出が可能と考えられる。 当県内においても、耐震化の対象となる(可能性がある)が、他の方法では所有者や建築年数が特定できないと見込まれる物件があるため、固定資産税情報の利用を希望する。 固定資産税情報の利用を法律に位置づけることにより、耐震化の普及啓発を行う対象の明確化が容易になるとともに、耐震化促進税制の対象も把握できる。 耐震診断義務化建築物・所有者の把握等が困難な場合がある。また、住宅は建築年度の把握ができないため、対象以外の住宅も含め、周知啓発せざるを得ず、効率が悪いものとなっている。 耐震改修促進法では、多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、緊急輸送道路等の避難路を地方公共団体が指定することにより、地震によって倒壊した場合に道路を開通する恐れのある沿道建築物について、耐震診断の実施及び診断結果の報告を義務付けることが可能とされている。耐震診断等を義務付けるためには、対象建築物の所有者の特定が必要であるが、登記情報等では、特定が困難な場合がある。		
293	A 権限移譲	土地利用(農地除)	区域区分の決定・都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定権限の移譲	都市計画法第15条第1項において「次に掲げる都市計画は都道府県が、その他の都市計画は市町村が定める。 一 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画 二 区域区分に関する都市計画」と規定されているが、区域区分の決定と都市計画区域の整備、開発及び保全の方針について、市への権限移譲を求める。	本市が市街化区域への編入を希望している区域であっても、大阪府が定める区域区分変更の基本方針に適合しない場合は、市街化区域へ編入できない。	大阪府では、通常5年毎に区域区分(市街化区域と市街化調整区域の区分)の見直しを行っており、その際、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に整合する区域区分変更の基本方針を定めている。しかし、市が独自のまちづくりを進めようとする中、区域区分の見直しの時期や基本方針により、市が進めようとするまちづくりは、限定されたものとなっている。 区域区分の決定と都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の権限を市に移譲することで、市独自のまちづくりが展開でき、開発事業等の計画に合わせた迅速な対応が可能となると考えている。	都市計画法第15条第1項	国土交通省	松原市	-	-	本市及び地域住民が市街化区域への編入を希望している地区があるが、埼玉県が定める区域区分の変更方針に合致せず、他の手法に依ることができないか苦慮している。 区域区分や都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画は、人口や産業ブレイムに影響を及ぼすものであり、市町村単位ではなく広域での調整が必要と考えられる。	
295	B 地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	「防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の対象要件に、対象要件の緩和	「防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の対象要件について、要配慮施設単独移転の場合でも措置の対象とする。	防災集団移転促進事業として国庫補助を受けるためには、その区域が10戸以上の規模である必要がある。ところが、本市南部に位置する津波浸水被害が予測されるエリアにおいて、老人福祉施設・特別養護福祉施設が存在するものの、周囲に住宅等が存在しないため、集団移転事業としての要件を満たさず措置対象とならない。  南海トラフ特措法においては、集団移転に関連して、移転が必要と認められる高齢者、障害者、乳幼児、児童、生徒その他の迅速な避難の確保を図るために特に配慮を要する者が利用する施設(要配慮施設)の用に供する土地も当該補助の対象として認められている。	要配慮者利用施設が単独で存在する場合にも措置対象とすることで、当該施設の高台移転がスムーズに行われ、浸水リスクが低減される。	「防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第1条  ・南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第12条第1項第4号	内閣府、国土交通省	豊橋市	ひたちなか市	-	-	